



大阪労働局発表
平成28年5月30日

報道関係者 各位

{照会先}

大阪労働局総務部

労働保険適用・事務組合課

電話06(4790)6340

労働保険（労災保険・雇用保険）の 年度更新が始まります。

～労働保険の更新は、社長さんの大事な仕事です。～

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっております。これを「**年度更新**」といいます。

事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を**6月1日から7月11日まで**に行っていただく重要な手続きとなっております。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課すことがあります。



【 実施時期 】

平成28年6月1日（水）から平成28年7月11日（月）
労働保険年度更新申告書は、5月27日（金）に発送しています。

【 来庁又は郵送による提出先 】

労働保険の申告・納付は、大阪労働局、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）へ提出してください。

また、申告時期に合わせて、相談コーナー・集合受付を実施しますので、ご利用下さい。

なお、申告書と同時に保険料を納付する場合には、日本銀行の本店・支店、代理店、歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店・支店、郵便局）でも申告書の受け取りを行っています。

**労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば
労働保険に加入する必要があります**

電子申請の利用方法

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って24時間行えるようにするものです。

労働保険の電子申請は、[e-Gov](http://e-gov)（電子政府の総合窓口）からご利用いただけます。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>

熊本地震による労働保険料等の申告・納期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の1の地域における2の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その申告・納期限が延長されることとなりました。

- 1 熊本県（以下「指定地域」という。）内に所在地を有する事業場（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）
- 2 平成28年4月14日以降に申告・納期限が到来するもの
※延長後の労働保険料等の申告・納期限については、災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

納付の猶予

災害が発生した日に納期限が到来していない労働保険料等について、指定地域外の事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日（平成28年4月14日）以降に納付期限が到来する労働保険料等で、納付期限内に納付することが困難と認められる労働保険料等について、事業主からの申請に基づき、その労働保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができる場合があります。

また、災害が発生した日に納期限の到来している労働保険料等について、災害による被害により、労働保険料等の納付者が、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、労働保険料等を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、事業主の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができる場合があります。

（例）大阪に主たる事業場（本社等）の所在地を有する事業主であっても、熊本地震により熊本の工場等が被害を受け、事業財産に相当の損失を受けた場合。

労働保険料等の口座振替納付

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込をすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

- ◎ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ◎ 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ◎ 手数料はかかりません。

【 口座振替の申込手続 】

口座振替納付開始を希望する納期に応じて以下の締切日までに、申込用紙（「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」）に、ご記入いただき、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

納 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
申込締切日 (金融機関の窓口あて)	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

(注1：申込締切日が金融機関の休業日の場合は、翌日以降の最初の金融機関の営業日)

(注2：納期第4期は単独有期事業のみが対象となります。)

申込用紙は、[厚生労働省ホームページ](#)からダウンロードしていただけますが、[労働局の窓口](#)でもお配りしております。

厚生労働省 労働保険 口座振替

検 索



中小事業主であれば、年度更新を含め、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託することができます。

1 労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、[厚生労働大臣の認可を受けた](#)中小事業主等の団体です。

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/hourei_seido/84334/84347.html

2 労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託するには、団体への入会金・委託手数料等が必要になる場合がありますので、必ずご確認ください。

3 委託できる事業主は

企業全体で常時使用する労働者が

- ・ 金融・保険・不動産・小売業（飲食店を含む）にあつては **50人以下**
- ・ 卸売の事業・サービス業にあつては **100人以下**
- ・ その他の事業にあつては **300人以下**

の事業主 です。

4 委託できる事務の範囲は

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務

- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

5 事務処理委託のメリットは

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、**事務の手間が省けます。**
2. 労働保険料の額にかかわらず、**労働保険料を3回に分割納付**できます。
3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、**労災保険に特別加入**することができます。